

北海道函館聾学校いじめ防止基本方針

北海道函館聾学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの幼児児童生徒にも起こり得る」という基本認識に立ち、本校の幼児児童生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「北海道函館聾学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、次のとおりとする。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 幼児児童生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- 子どもと子ども、子どもと教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

1 いじめの理解

(1) いじめとは

いじめとは、本校に在籍している幼児児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。

学校では「いじめ」を訴えてきた幼児児童生徒の立場に立ち、このいじめの定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、幼児児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

(2) いじめの形態や内容

いじめの内容として、具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、幼児児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの幼児児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に幼児児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントと関連し、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあるため、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱者を攻撃することで解消しようとする。）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある。）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、幼児児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての幼児児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、幼児児童生徒の人権にかかわる重大な問題であり、大人も幼児児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑怯な方法である。」との意識をもち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから幼児児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、幼児児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景をもつ幼児児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害幼児児童生徒と加害幼児児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害幼児児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害幼児児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害幼児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害幼児児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害幼児児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害幼児児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害幼児児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害幼児児童生徒及び加害幼児児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 幼児児童生徒に対して

- ・ 幼児児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ 分かる授業を行い、幼児児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- ・ 思いやりの心や幼児児童生徒がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を、幼児児童生徒がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・ 見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・ 幼児児童生徒がGoogleformを活用して、気軽に教育相談を行える環境設定を行う。

(2) 教員に対して

- ・ 幼児児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、幼児児童生徒との信頼関係を深める。
- ・ 幼児児童生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・ 幼児児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。（教育課程への位置付け）
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、様々な活動を通して幼児児童生徒に示す。
- ・ 幼児児童生徒一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。（校内研修体制）
- ・ 幼児児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。（校内研修体制）
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を一人で抱え込まないで、管理職へ報告することや同僚の協力を求めることの意識をもつ。（校内研修体制）

- (3) 学校全体として
 - ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。(生徒指導体制)
 - ・いじめに関するアンケート調査を年間2回実施し、その結果から幼児児童生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。(教育相談体制)
 - ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について教職員の共通理解と実践力を深める。(校内研修体制)
 - ・校長等が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いたときには学級担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを幼児児童生徒に伝える。
 - ・「いじめ問題」に関する児童生徒会としての取組を行う。(生徒指導体制)
 - ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。(教育相談体制)
- (4) 保護者・地域に対して
 - ・幼児児童生徒が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
 - ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だよりや学校見学会、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

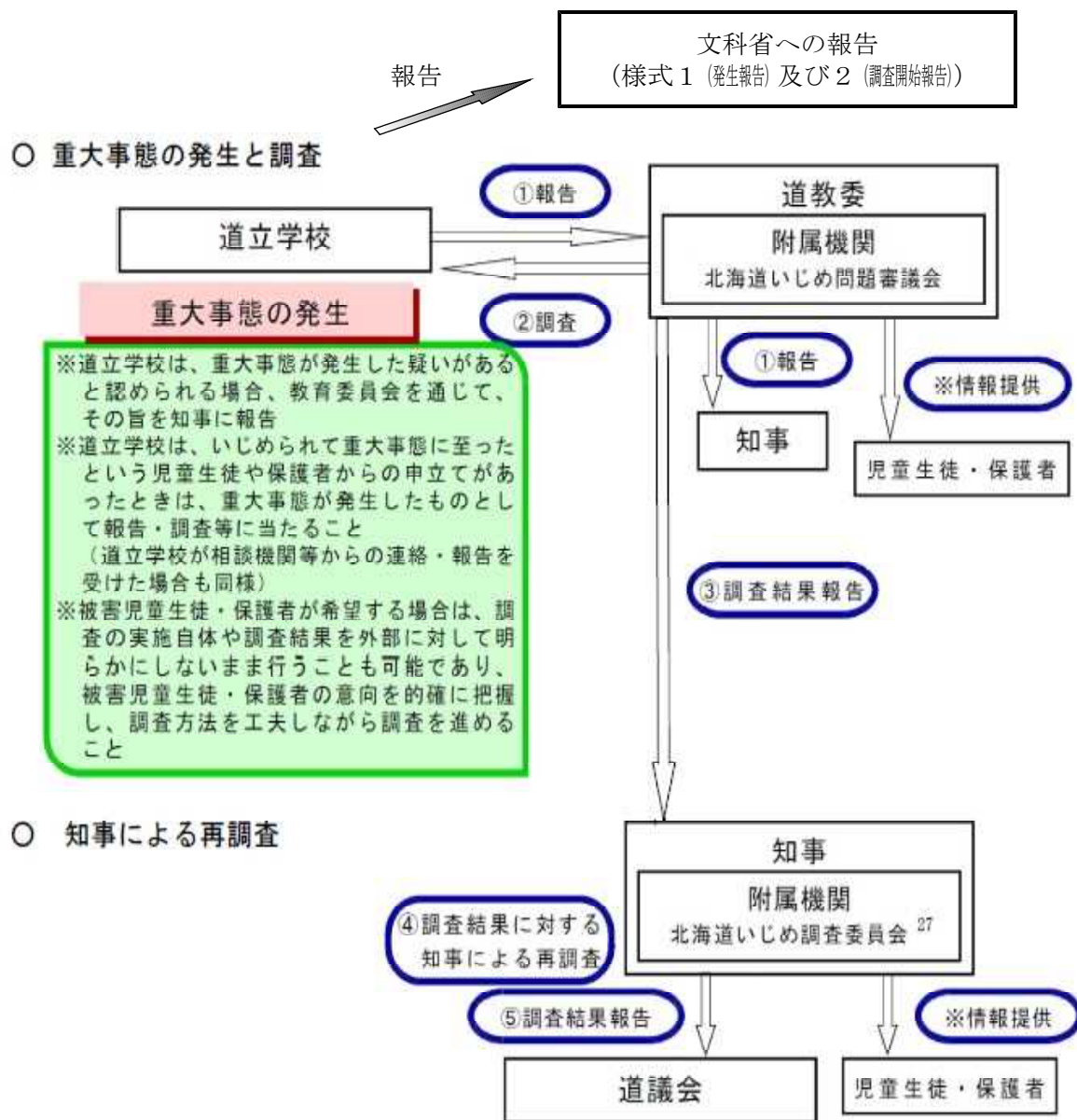
3 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) 早期発見に向けて・・・「変化に気付く」
 - ・幼児児童生徒の様子を学級担任をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
 - ・様子に変化が感じられる幼児児童生徒には、教員は積極的に言葉掛けを行い、幼児児童生徒に安心感をもたせる。
 - ・アンケート調査等を活用し、幼児児童生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、幼児児童生徒との信頼関係を深める。
- (2) 相談ができる・・・「誰にでも」
 - ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを幼児児童生徒に伝えていく。
 - ・いじめられている幼児児童生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、幼児児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、幼児児童生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
 - ・いじめられている幼児児童生徒が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
 - ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。
- (3) 早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」
 - ・教員が気付いた、あるいは、幼児児童生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題をとらえる。
 - ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
 - ・いじめている幼児児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせる。
 - ・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気付かせるような指導を行う。
 - ・いじめてしまう気持ちを聞き、その幼児児童生徒の心の安定を図る指導を行う。
 - ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と家庭が連携し合っていくことを伝えていく。

4 校内体制について

- ・各種委員会に「いじめ防止対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、生活安全部長、幼稚部主任、小中学部主事、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家や専門機関代表者、(当該学年の学級担任等)とする。
- ・「いじめ防止対策委員会」の役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、幼児児童生徒や保護者へのいじめ防止の啓発、教職員の研修等に関するところを行う。また、「北海道函館豊学校いじめ防止基本方針」を保護者並びに障がいの実態に応じて幼児児童生徒へ配付するとともに、学校ホームページにて地域の方々へ伝えていく。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年の学級担任等に加え、事実関係の把握、関係幼児児童生徒・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、幼児児童生徒の個人情報の取扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有する。
- ・学校評価においては、年度ごとの取組について、幼児児童生徒や保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・「いじめ防止対策委員会」は、4月(年間の計画)、10月(アンケート結果の報告といじめ防止基本方針の点検)、2月(年間の反省)及び校長が必要だと判断したときに開催する。また、2月の反省では、「北海道函館豊学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行うとともに、年間を通して必要に応じて委員会を開催し点検・見直しを行っていく。
- ・「北海道函館豊学校いじめ防止基本方針」を見直す際は、保護者並びに障がいの実態に応じて幼児児童生徒へアンケートを実施するとともに、地域の方々からは学校運営協議会において意見をいただく。
- ・教職員の研修に関しては、いじめを許さない、見逃さない不断の努力とともに1年に1回自校のいじめ防止基本方針の理解に関する校内研修を実施し、タイムリーな情報共有に努める。
- ・生徒指導体制に関しては、幼児児童生徒が自ら考え、自ら判断し、自ら行動できる子どもを育てるため、児童生徒会としての取組を行う。
- ・教育相談体制に関しては、アンケートや日常の様子を基にした、個別懇談を実施したり、幼児児童生徒がGoogleformで教育相談を行ったりできる環境整備を行っていく。
- ・いじめ防止の指導内容プログラムと教育課程との関連では、思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や、学級指導の充実を図り、各発達段階で計画的に育成する。

- 5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について
- ・いじめの事実を確認した場合の北海道教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、速やかに渡島教育局に指導・助言を求めて学校として組織的に対応する。
 - ・地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや学校運営協議会等でいじめ問題など健全育成についての話し合いを行い、積極的に情報発信に努める。また、警察と連携し、職員研修や情報共有を行ったり、スクールカウンセラーやソーシャルスキルワーカー、道のスクールロイヤー制度なども活用したりするなどしていく。
- 6 重大事態について
- (1) 重大事態とは
- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（幼児児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
 - ・「幼児児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」
- (2) R 5. 3 道のいじめ方針における道立学校の重大事態対応
- ※いじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態調査の第三者性の確保や運用等。



※「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し【チェックリスト】添付
 ※いじめの早期発見・事案対処マニュアル添付
 ※北海道函館聾学校 いじめ事案発生対応チャート図添付
 ※函館聾学校いじめ防止プログラム（年間予定及びサイン例）添付
 令和 5 年（2023 年）10 月 1 日改訂